

女子挺身隊について

2017年8月4日 外村 大

以下の文章は、7月1日にソウルで行われたシンポジウムの補論として準備したものである。実際には当日、この文章は発表されなかったが、この問題に関心を持つ方の参考に供すべく、公表しておく。

慰安婦に関わる史実、あるいはその認識のあり方に関わる議論では、女子挺身隊との関係という問題が重要なトピックとなっている。周知のように、女子挺身隊とは、通常、総力戦下において軍需物資の生産等の労働を担った女性たちで編成された組織を指す。だが、これについて、兵士を相手に「性的慰安」を強いられた女性たちである慰安婦と事実誤認したとか、あるいはその混同が議論の混乱を招いたとかいった指摘がある。

このことから、慰安婦について論じる研究者は、しばしば女子挺身隊について言及してきた。ところが、女子挺身隊の法令、制度については、歴史研究者の間でも異なる説明がなされている。しかも、その法制度の意味や政策意図について、十分に分析し解説した文章は、見当たらない。このことについては、筆者は、他人事のように言う立場にはなく、責任を自覚している。筆者は、資料集の解説で女子挺身隊の制度について記述を担当したこともあるが（鈴木裕子・山下英愛・外村大編『日本軍「慰安婦」関係資料集成』明石書店、2006年）。その文章は今から読み直すとは不勉強なまま書かれたものである。また、この間、女子挺身隊についての理解をめぐる研究者の間での議論があったにもかかわらず、何もしてこなかったことを認めざるを得ない。しかし、筆者なりに、資料集での解説を書いて以降、多少は戦時下の状況、女子動員についての史料を読み理解を進めた点もある。そこで、以下では、女子挺身隊についての史実の整理を行い、それが慰安婦問題とどう関係するのか、朝鮮における動員や植民地支配の問題点をどのようにとらえるか、について、現段階での筆者の考えを、述べておく。

(1)女子挺身隊と慰安婦との「混同」

まず、女子挺身隊と慰安婦との混同について触れておく必要がある。日本の加害の責任を認めようとしぬ人びとは、しばしば“朝鮮では女子挺身隊と慰安婦とが混同されていたし、これまでの慰安婦をめぐる議論でもそうである”、と主張する。慰安婦に謝罪せよとか補償せよとかいう連中は史実をよくわかっていないのだと印象付けたいのか、挺身隊として集められたとする元慰安婦たちの証言を嘘だと言いたいのか、あるいは意図的に議論を混乱させたいのかもしれない。

しかし、戦時下の朝鮮において、挺身隊を募集していると言われてそれに応じた女性が慰安婦とさせられた、ということは、現実に起こっていたと考えるのが妥当である。慰安所がどんな場所であるかを話した上で、誘引人が慰安婦となってもよいという女性を見つけて連れて行くことは困難というよりほとんど無理であっただろう。したがって、誘引人たちが女性たちを連れ出すためには様々な虚偽なり脅しなりが行われることになる。その際に、挺身隊の話を持ち出すこともあったと考えるのが自然だろう。

挺身隊の話は、政策的に結成された（後述するが閣議決定を受けて結成されるのは1943

年以降、法令に基づいて結成が進められるのは1944年以降) 女子挺身隊のみを指すものではない。総力戦以前からこの語の使用例は確認できるし、総力戦突入、その長期化のなかでは、挺身隊の語の使用例は増加する。それは、自らの意思によって、危険をかえりみず、国家のために特別な任務を遂行する人びとという集団を呼ぶときに用いられている。また、1943年以降は、女子挺身隊の結成が政策的に行われ、少なくとも翌年には朝鮮女性を構成員とする女子挺身隊の編成も行われることになっていた。そしてそれは、国家のために尽くす、名誉ある仕事であると宣伝された。こうしたことを考えれば、誘引人たちが、慰安婦とするために女性をだます際に、挺身隊の募集の嘘を持ち出すことは大いにありうる。

しかも、元慰安婦の被害者たちが複数の証言において、挺身隊の募集であるとして連れて行かれたと述べる女性がいるし、そのことが解放後の朝鮮・韓国の民衆の間で、記憶され伝えられていたことも確認できる¹。また、戦地で慰安所に出入りしていた日本人の証言においても、朝鮮人の慰安婦が「私達は、朝鮮で従軍慰安婦、女子挺身隊、女子勤労奉仕隊という名目で狩り出された」と語っていたとするものがある²。こうしたことから、「挺身隊」の語を出して騙されて慰安婦とさせられた朝鮮人女性がいたことは事実と見るべきであろう。金富子が指摘するように、『挺身隊という名で慰安婦にされた』というのは、『混同』ではなく、植民地朝鮮での『慰安婦』徴集時に行われた誘拐の一形態であり、朝鮮民衆側からみた一定の実態の反映なのである³。

ただし、ここで注意すべきは、なぜ、朝鮮、解放後の韓国では挺身隊と慰安婦とが同一視される、あるいはそのように記憶される状況が生じたのか、逆になぜ、日本ではそうしたことが起きなかったのか、という問題がある。この点については、日本内地での慰安婦集めは、すでに芸妓・娼妓・酌婦であった女性たちが対象となっていたし、朝鮮のように大々的に集めてはいなかったため、ということが一応の解答となる。しかし、それだけで

¹ 秦郁彦は、女子挺身隊と慰安婦との混同について「根拠のはっきりしない『ソウル新聞』の記事を『引用』した千田夏光の著述(1973年)が起源らしく、子引き、孫引きされていたものようだ」と記している(秦郁彦『慰安婦と戦場の性』新潮社、1999年、373頁)。しかし、吉方べきによれば、すでに『ソウル新聞』1946年5月12日の記事で、女子挺身隊または慰安部隊という美名の下で朝鮮人女性をだまして、女性を傷つけたことについての言及があり、以後も挺身隊の名で慰安婦が集められた等の報道が韓国でしばしばなされている(吉方べき「韓国における過去の『慰安婦』言説を探る(上)―1945～70年代』『戦争責任研究』第85号、2015年11月)。また、日本の大阪で出されていた日本語雑誌である『朝鮮評論』1952年7月号掲載の高成浩「忘れられた歴史は呼びかける一日・朝親善を念願するが故に一」という文章では、「…未婚の女子や、子のない人妻も狩り出された。その中の何千人かは、勤労奉仕という名目で日本に送った。／ところが、この勤労奉仕が、大変な奉仕で、軍は彼女らを、慰安婦として、南方に送るために輸送船に積み込んだ」との記述がある。挺身隊という語は用いられていないが、何か国のために女性が奉仕するという名目で慰安婦が集められていたという話は、日本にいる朝鮮人の間にも伝わっていたのである。

² 金富子「植民地朝鮮では挺身隊と『慰安婦』を混同？」(金富子・板垣竜太責任編集『Q&A 朝鮮人『慰安婦』と植民地支配責任 あなたの疑問に答えます』御茶の水書房、2015年)に紹介されている、土金富之助『シンガポールへの道 下』創芸社、1977年、の記述による。

³ 前掲、金富子「植民地朝鮮では挺身隊と『慰安婦』を混同？」。

はなくほかの要因もあったと考えられる。この点については、後述する。

(2)女子挺身隊結成の政策的奨励

前述のように挺身隊という語自体は、各種の組織に使われていたわけであるので、女子挺身隊という語に関しても、任意で様々な組織が名のつたり、名づけたりすることがあった。しかし、日本帝国政府の決定として軍需物資の生産を目的として、女子挺身隊という名称、あるいは女子勤労挺身隊という名称の集団を結成していくことになるのは、1943年9月17日以降である。この日、次官会議において「女子勤労働員の促進に関する件」が決定された。そこでは、「女子勤労挺身隊（仮称）」を組織させ、団体的、長期の出動させる制度を採用することが盛り込まれていた。これを受けて、市町村長、町内会、部落会、婦人団体等の協力で自主的に女子挺身隊が結成された。結成された女子挺身隊は、軍作業庁や政府機関、航空機及びその部品工場などでの作業に当たった。

次いで、1944年3月18日には、「女子挺身隊制度強化方策要綱」が閣議決定された。ここでは、国民登録者たる女子から女子挺身隊員とするべき者を選定していくこと、そのための勅令を制定することなどの方針が打ち出された。なお、1944年3月までの日本内地において結成された女子挺身隊員の人員は29万2110人、出動数累計は20万1487人であった⁴。また、前述の閣議決定を受けて、日本内地での女子挺身隊の編成、出動は増加したと考えられる。

朝鮮での女子挺身隊の編成、出動は、新聞等で確認できる。早い時期のものでは、1944年3月に平壤女子勤労挺身隊が結成され、平壤の「某廠」に出動したとされる。その後も、4月に慶尚南道で集められた女性たちが静岡県沼津市の紡績工場に出動、5月から7月にかけて慶尚南道、全羅南道、慶尚南道、忠清南道、京畿道の女子挺身隊が、日本内地の航空機工場等に送り出されている。各隊は100～300人程度で編成されていたようである⁵。

以上の様に、日本帝国政府の方針決定を受けて1943年秋以降、女子挺身隊の編成、出動が進んでいたことがわかる。ただし、ここで注意すべきは、この時点の女子挺身隊とは、政府の閣議決定等を背景として結成されたとはいえ、あくまで、任意で自主的に作られたことがある。つまり、これらは法的根拠に基づかないものであったのである。

(3)女子挺身勤労令と朝鮮との関係

しかし、1944年3月18日の閣議決定では女子挺身隊を国家総動員法第5条にいう、総動員業務への協力を行う組織として、今後、位置づけるべきことを確認していた。そして、具体的な法令の案がまとめられて、1944年8月23日には、女子挺身勤労令が公布施行されることとなった⁶。

⁴ 以上、労働省編『労働行政史』第1巻、1961年、1121～1134頁。

⁵ 山田昭次・古庄正・樋口雄一著『朝鮮戦時労働動員』岩波書店、150頁。

⁶ 前掲金富子「植民地朝鮮では挺身隊と『慰安婦』を混同？」の初刷のテキストでは、この法令の公布施行日が8月22日であり、これを8月23日とする秦郁彦は間違いであると指摘していた。しかし、秦が間違いであると指摘した金の記述のほうが誤りである。法令の公布の日は、官報にそれが掲載された日であり、8月23日なので、この日が公布の日付となる。金富子「植民地末期＝戦時体制期朝鮮における『帝国の教化』の包摂と排除—女子

では、この女子挺身勤労令は朝鮮においてどのような効力を持ち、行政当局によっていかに用いられたのであろうか。この点についての朴裕河の記述および秦郁彦の記述が間違っているとして、金富子や鄭榮桓は厳しく批判した。各論者がどのように述べているかを示せば次のようである。

まず、秦郁彦は、「女子に対しては、国民徴用令も、女子挺身勤労令も朝鮮半島では適用しなかったが、官斡旋の女子（勤労）挺身隊が内地に向かった」と記述している。また、「44年10月、朝鮮総督府鉱工局労務課が作成した『国民徴用の解説』で「今後に於いても女史を動員する場合、女子挺身勤労令発動によるといふ考は今の所持ってをりません」と記されていることを紹介している。そして、「第二次世界大戦期の女性動員状況」という表の「朝鮮半島」の部分では「総督府、左〔女子挺身勤労令〕は発動しないと言明」と書いている⁷。

朴裕河は、時系列で女子挺身隊の制度を整理して述べていない。女子勤労挺身令についての言及は「朝鮮では公式には発動されなかった」、「挺身隊も朝鮮では正式に募集されなかった」「女子勤労挺身隊令が布かれる前から」朝鮮女性たちが生産戦にでることを志願していた、「女子挺身隊募集は1945年1月に志願の形で始まった」等などである⁸。

金富子は、女子挺身勤労令は日本と朝鮮で同時に公布、施行されており、それ以前から女子挺身隊とされた朝鮮人がいたとして、1944年6月頃に動員された元女子挺身隊員の証言を紹介する。そのうえで「したがって、秦郁彦氏や朴裕河氏の『女子挺身勤労令は朝鮮では適用・募集されなかった』の記述は、重大な誤り」と述べている⁹。

鄭榮桓は、金富子の言うように、女子挺身勤労令は朝鮮でも公布、施行されたとする。それとともに、そもそも秦の説を朴裕河は理解していないと見ている。女子挺身勤労令は朝鮮で公布・施行されたが適用されていない、というのが秦の説であるのに、朴裕河は適用と施行の区別がついておらず説明が混乱していると批判する。そして、鄭は秦の指摘を間違いであると言っていないが「なお検討すべきいくつかの問題がある」と述べている。すなわち、秦が女子挺身勤労令の朝鮮不適用説の依拠としている朝鮮総督府鉱工局労務課『国民徴用の解説』は、それが出た時点＝1944年10月現在の方針であり、この本は「戦局の推移に依っては、女子動員をもっとももっと強化しなければならない時が来ると思ひます」とも記しており、1944年10月現在でも女子挺身勤労令の対象者となる朝鮮女性が

勤労挺身隊と女子青年錬成所を中心に一』『民衆史研究』第91号、2016年7月、ではこの点の間違いを認めており（そこでは触れていないが、金はおそらく、天皇が裁可した日付である8月22日を公布の日と勘違いしたものと思われる）、韓国で翻訳出版された書籍では訂正されているとも聞いたが、慰安婦問題についての正確な史実を伝えようとしている論者の文章としてそれが正しいと誤認してしまう読者がいることを懸念して、あえて記しておく。

⁷ 秦郁彦『慰安婦と戦場の性』新潮社、1999年、367、371頁。

⁸ 朴裕河『帝国の慰安婦』朝日新聞出版、2014年、52、56、58頁。

⁹ 前掲金富子「植民地朝鮮では挺身隊と『慰安婦』を混同?」。また、この文章を発表したのちにまとめられた論文である前掲金富子「植民地末期＝戦時体制期朝鮮における『帝国の教化』の包摂と排除」、でも「両者〔秦郁彦と朴裕河〕とも『女子挺身勤労令』が朝鮮に公布・施行、適用されなかったとした」が「1944年8月23日に朝鮮でも公布・施行されたのであり、秦氏・朴氏の上記の説は誤り」と記している。

存在することを朝鮮総督府自らが認めている。これらのことから、鄭は女子挺身勤労令の朝鮮での適用について「一層の検証が必要」として最終的な判断を保留している¹⁰。

以上に対する筆者の見解と、筆者による史料の調査と検討に基づく事実関係についての整理を述べる。まず、朴裕河の記述は確かに混乱しており、法令と制度についての理解を欠いている。歴史研究者である金や鄭が批判するのは、十分に根拠があることだと考える。ただ、これまで歴史学者が女子挺身隊を含む戦時動員の法や制度について、日本内地と朝鮮との比較し、その際を解明して、わかりやすく説明してきたか、ということを検討すると朴を責めるだけでよいのか、という疑問を筆者は抱く。もっとも、朴の認識不足が免罪されるわけではないし、この問題にかかわる史実を整理し伝える歴史研究者の努力が不足していたとしても、若い世代の研究者である鄭には責任はない。そして、女子挺身隊に関する史料集の編者に名を連ねてその解説を書いた経験のある筆者は責任を感じていることを再度述べておきたい。

次に、朝鮮で女子挺身勤労令が公布・施行されたかどうかについて述べる。金富子は、その証拠として、「御名御璽」入りの法令の原本の画像を示している（なお鄭栄桓も朝鮮で女子挺身勤労令が公布・施行されたとすることについては金富子の文章に依拠している）。しかし、そこには、朝鮮においても同令を施行する旨の文字は見えない。ただし、法令の第21に、本令中厚生大臣とある部分を朝鮮総督と読み替えるべきことなどが記されていることから、朝鮮での施行を前提とした勅令であることがわかる。そして、新聞でも、8月23日に朝鮮でも女子挺身勤労令が施行されたと報道されているので、朝鮮でも日本内地と同じ日に施行されたことは間違いない。

次に発動と適用について述べる。発動という語は、動員関係の行政において当局者が用いる用語である。これは、法令に基づいて行政当局が施策を実施することを意味しており、したがって施行とは異なる。例えば、国民徴用令について見れば、日本内地での施行は1939年7月10日で、実際に法令に基づいて総動員業務に当たらせるための令書交付が初めてなされたのも1939年7月であったとされる¹¹。朝鮮では法令施行は1939年10月1日で、全面的発動は1944年9月以降であった。適用は、その法令を当てはめるということであり、発動されたか否かということは適用されたか否かとだいたい同じ意味となるだろう。ただ、女子挺身勤労令が施行され発動される以前に結成された女子挺身隊についてこの法令を適用する、ということも考えられるので、以下では発動と適用を区別して論じる。

朝鮮での発動の有無については、筆者は発動されなかったと判断する。その根拠は次の二点である。第一には、もし発動された場合、そのことは新聞報道等で大きく取り上げられるはずであるが、それが見当たらないことがある。日本帝国における公式見解としては、朝鮮人が日本人と同様に国家のための役割を果たすようになることは、朝鮮人にとって進歩であり名誉である、ということになっていた（どんなに多くの朝鮮人がそれを欺瞞であると考えていたとしても）。したがって、もし女子挺身勤労令が発動されて、法令に基づく

¹⁰ 鄭栄桓『忘却のための』世織書房、2016年、52～54、149～150頁。

¹¹ 労働省編『労働行政史』第1巻、労働行政史刊行会、1961年、947頁に「14年7月満州及び支那大陸方面における陸軍関係の建築作業に建築技術者850名を徴用配置したのが最初で、その後相次いで実施された」とある。14年というのは昭和14年＝西暦1939年である。

女子挺身隊が組織されたとすれば、それは喜ぶべきこととして朝鮮民衆に伝えられたはずである。だがそうした事実は確認できないのである。第二には、女子挺身勤労令に関わる施行規則が發布されていないことがある。女子挺身勤労令をもとに実際に隊員とすべき者の選定、出動すべき事業所の指定等を行うとすれば、その細かな手続き、令書の書式等を決めて示さなければならない。日本内地では、1944年8月23日、つまり女子挺身勤労令の公布と同じ日の官報で女子挺身勤労令施行規則が同じ日の『官報』に掲載され、その日から施行されている。この施行規則は、「文部・厚生・軍需省令」なので、施行される地域は日本内地に限定される。朝鮮で同様の施行規則を出すとなると、朝鮮総督府令が必要となり、『朝鮮総督府官報』に掲載されるはずであるが、それは見当たらない¹²。前述のように、女子挺身隊自体の結成は女子挺身勤労令の施行前も、施行後も行われているが、それは、同令の発動によるものではなかったと考えられる。

次に、過去にさかのぼって適用することがあったかどうかについては、それを可能とするというような条文がないので、それはできなかったと見るほかない。また、改めて女子挺身隊員として選定する、という考えも総督府にはなかったようである。女子勤労挺身令が出た直後、新聞記者からの「先般内地に創出した女子挺身隊は、法令の上から見てどんな取扱になるか」という質問に対する総督府鉱工局長の回答は「先般内地に出動せる女子挺身隊員は、官庁の指導奨励に依る所の官斡旋の方法に依ったのであって、法令上の命令に基くものではないが、必要ある際は相当の法的措置をとることになってゐる」というものであった¹³。つまり、女子勤労挺身令は適用されなかったのである。

以上から、朝鮮では女子挺身勤労令は発動、適用されていない、とする秦郁彦の説は間違いではない。逆に金富子の「秦郁彦氏や朴裕河氏の『女子挺身勤労令は朝鮮では適用・募集されなかった』の記述は、重大な誤り」という主張はやや不正確であり、女子挺身隊は確かにその隊員となるべき女性が朝鮮で募集されたが、それは女子挺身勤労令に基づくものではなかった、というのが正確な説明となる。そして、鄭栄桓は間違った説明はしていないが、女子挺身勤労令はその後も発動、適用されていない、ということをつけ加えるべきであろう。

(4)「官斡旋」と「官の指導斡旋」

ここで、やや細かに過ぎることかもしれないが、以上に関連して、秦郁彦が「女子挺身勤労令は朝鮮半島では適用しなかったが、官斡旋の女子（勤労）挺身隊が内地に向かった」と書いていることについて、検討しておきたい。鄭栄桓は、女子挺身勤労令不適用と官斡旋方式による送出ということを秦が述べていることについて次のような指摘を行っている。すなわち、「秦は『官斡旋』による連行を『強制連行』から排除しており、挺身隊の説明で勤労令の不適用を強調するのは、おそらく挺身隊の動員は『強制連行』ではないと主張したい含意がある」¹⁴と言うのである。これはおそらくその通りである。

¹² なお、女子挺身勤労令と同日に出された学徒勤労令の場合は、1944年10月30日に、朝鮮総督府令として、学徒勤労令施行規則が出されている（同日付の『朝鮮総督府官報』に掲載）

¹³ 『京城日報』1944年8月26日付「半島での女子挺身隊 塩田鉱工局長談」。

¹⁴ 鄭栄桓前掲書、53頁。

ただし、ここで、朝鮮からの女子挺身隊の送出手は官斡旋なのか、そもそも官斡旋とは何か、という問題があり、この点はおそらく、秦も鄭も十分に理解していないと思われる。

官斡旋という語は、1930年代半ばから、満洲移民や朝鮮北部の工事への労働者の送出手で必要な人員を集める際に行う方法として使用されていたが、特にそれを規定する法令があるわけではない。行政当局の関与の下に行われる、何か移民や事業所で必要な人員の募集とその引き渡しを官斡旋と呼んでいたものと理解することができる。その後、1938年に朝鮮内の労働力調整のために、朝鮮総督府は「労働者斡旋に関する綱領」を決定している。これは重要産業の関係業者が、年に1回、官に対して労働者私用計画書を提出し、それをもとに道が労働力調整の計画を策定し、また50人以上の労働者を募集する時には申請を受け付けてその募集について官においても援助する等のことを定めたものである。この申請に基づき官が援助して労働者を送り出すことも斡旋と称されていた。なお、送り出す事業所が同じ道であれば道内斡旋、そうでなければ道外斡旋と呼ばれている。

しかし秦や鄭が言う官斡旋とは、朝鮮から日本内地への労働者送出手なので、1938年の「労働者斡旋に関する綱領」によるものではない。1942年2月以降、閣議決定された労務動員計画（1942年度からは国民動員計画）に基づく日本内地への労働者への「集団移入」の要員確保の方式として用いられた、官斡旋を指している。これは、朝鮮総督府「朝鮮人内地移入斡旋要綱」に基づいて行われた。この要綱では、「職業紹介所及府邑面」が「警察官憲、朝鮮労務協会、国民総力団体」等と連絡しながら、動員計画の中で割り当てられた人員を選定すべきことなどが盛り込まれていた。

では、女子挺身隊員として送り出すべき人員は、官斡旋＝「朝鮮人内地移入斡旋要綱」に基づき選定されたのであろうか。そうではない。この要綱はあくまで「労務動員実施計画による朝鮮人労務者の斡旋」の手続きであり、事業主が派遣する労務補導員が募集するものである。だが労務実施動員計画、国民動員実施計画には、朝鮮からの女性の動員は含まれていない。さらに、後に述べるように、女子挺身隊員は学校の教員等が勧誘しているが、そのように教員が関与すべきことは、要綱には記されていないことから見ても、女子挺身隊の送出手は、官斡旋によるとは言えない。

なお、朝鮮総督府自体も女子挺身隊を官斡旋で送出手するとは言っていない。秦と鄭が引用している前掲『国民徴用の解説』での女子挺身隊の送出手方法に触れている部分は「今まで朝鮮の女子挺身隊は、みな官の指導斡旋によるもの」という言い方である。「官の指導斡旋」とは、「官斡旋」ではないことを理解している官僚が意識して使った語であろう。また、前述のように、女子挺身隊についての新聞記者の質問への朝鮮総督府鉱工局長の回答は「先般内地に出動せる女子挺身隊員は、官庁の指導奨励に依る所の官斡旋の方法に依ったのであって、法令上の命令に基くものではない」というもので、官斡旋という語は使っているが、「官庁の指導奨励による官斡旋」としており、労務動員計画・国民動員計画による官斡旋とは異なることをここでも意識して述べていたと考えられる。

では「官斡旋」ではない「官の指導奨励」とはどのようなものであったのだろうか。これは、女子挺身隊となった朝鮮人女性の証言によれば、学校の教員や邑・面の職員、より小さな自然村レベルの長（里長・区長）、警官等が勧誘し、志願させるといったものであった。行政機構の職員や警官が関与して要員確保を進めることは官斡旋でも同じであるが、学校の教員の関与は官斡旋では見られない。そして、学校の教員が関与するケースは女子挺身

隊の動員では多かったようであり、これが特徴となっている¹⁵。

(5)法による強制と動員の实態の問題

もっとも、「官幹旋」ではなく「官の指導幹旋」であったとしても、要するに女子挺身勤労令は朝鮮では発動・適用されていない。そして、鄭栄桓が言うように、そのことを秦郁彦が強調するのは、それは強制連行ではない、と言いたいがためである。

これに関連して述べれば、秦郁彦は「日本人女子が女子挺身隊の名で強制動員されたのは戦争末期の1944年8月からで、『女子挺身勤労令』（8月23日公布施行の勅令519号）により…」と記している¹⁶。また、「国民徴用令による強制動員」という語がある一方で、国民勤労報国協力令による勤労報国隊や法令によらない女子挺身隊については強制ではないとの認識を示している記述もある¹⁷。ここからは、秦は強制性について法の手続きの有無を判断基準にしていることがわかる。そしてそのことは、実態を無視したものであり、その結果として日本帝国の加害を過小評価している。そのことの問題は鄭栄桓もすでに指摘している。ただし、鄭は細かな法の条文との関係には触れていないので、この点を補足しつつ、説明を加えておく。

国家総動員法に定められた労務動員は徴用と協力の2つに区別される。徴用についての条文は第4条で、勅令の定めるところによって帝国臣民を徴用して総動員業務に従事させることができるとしている。これに基づく勅令が国民徴用令等であり、徴用した者に地方長官が令書を交付すること、令書には従事すべき工場や総動員業務の内容等を記すべきことなど、より具体的に手続きについて規定している。そして、国家総動員法第36条では、同法第4条の規定による徴用に応じない場合1年以下の懲役または1000円以下の罰金に処すことを記していた。徴用は違反すれば罰則を下すことを法的に可能としている、強力な動員形態であったと言える。

一方、協力の場合とは異なる。協力についての条文は、国家総動員法第5条であり、勅令の定めるところによって、帝国臣民を、帝国法人、国、地方公共団体等の行う総動員業務に協力させることができるというものである。これに基づく勅令の一つとしては、国民勤労報国協力令があり、同令は厚生大臣等が、国民勤労報国隊の協力について必要な措置を命令することができる等のことを規定している。しかし、国家総動員法第36条には、第4条＝徴用に応じない場合の罰則はあるが、第5条＝協力については何も記していない。つまり、協力に関して厚生大臣等の命令を無視（例えば、国民勤労報国隊としてどこかの軍需工場での作業を行うべきことを命じられたにもかかわらずその工場で作業を行わないなど）したとしても、法的に罰せられるわけではないのである。

では、女子挺身勤労令による女子挺身隊の出動は、国家総動員法とどのような関係があるだろうか。これは、徴用ではなく、第5条＝協力として位置づけられている。同令は、地方長官等が女子挺身隊員を選定し、「国家総動員法第5条ノ規定ニ依ル命令ニ依リ女子ガ

¹⁵ この点については、山田昭次・古庄正・樋口雄一前掲書、153頁。

¹⁶ 秦郁彦前掲書166～167頁。

¹⁷ 秦郁彦前掲書、167頁。国民勤労報国協力令に基づく勤労報国隊は自主的に結成されたとしているし、女子挺身勤労令の公布・施行は、自主的に結成を奨励したものの、うまくいかなかったため、強制化したのである、との説明になっている。

女子挺身隊に依り為ス勤労協力(以下挺身勤労ト称ス)」についての命令を出すことなどを記している。となると、女子挺身隊の行う「挺身勤労」にかかわる行政命令は、これを無視しても罰則は受けないのかと言えば、実はそうではない。

女子挺身勤労令は、国家総動員法第 5 条と第 6 条に基づきものとされていた。国家総動員法第 6 条は、「政府ハ戦時ニ際シ国家総動員上必要アルトキハ勅令ノ定ムル所ニ依リ従業者ノ使用、雇入若ハ解雇、就職、従業者ハ退職又ハ賃金、給料其ノ他ノ従業条件ニ付必要ナル命令ヲ為スコトヲ得」というものである。そして、女子挺身勤労令第 17 条の文言は「地方長官必要アリト認ムル場合ニ於テハ国家総動員法第 6 条ノ規定ニ基キ挺身勤労ヲ為サザル者ニ対シ…〔挺身勤労を受けることの請求があった〕工場、事業場其ノ他ノ場所ニ就職スルコトヲ命ズルコトヲ得」である。つまり、挺身勤労に関わる行政命令を拒否した者に対しては、国家総動員法第 6 条による行政命令を出すという、いわば二段構えの制度となっていた。そして、国家総動員法第 36 条は、同法第 6 条の命令に違反した者についても 1 年以下の懲役または 1000 円以下の罰金に処すことを規定していた。このようにして、女子挺身勤労令は、協力を前提としながらも、あくまでそれを拒否、無視するならば法的に罰則を下すことを可能としていた。

以上のように国民徴用令と女子挺身勤労令は、行政命令を拒否し続けた場合、法的処罰の対象となる。秦郁彦は、おそらくその点を基準に、強制であるかどうかを区別した。そして法による罰則を背景とした動員だけが強制であるかのように言ってしまった場合、それ以外の動員は、本人の意思＝志願によるものであり、何ら問題ないかのような印象を与えてしまう。

しかし、法的罰則を背景としない動員でも、いくらでも強制＝本人の意思によらない動員はありうる。しかもその場合の強制とは、物理的な暴力が行使されたかどうかだけでは判断できない。心理的圧迫を加え得て、無理やり「志願」させることはありうるし、騙して連れて行くという手段でも、本人の意思とは関係のない動員は達成しうる。法の条文がどうであるかのみを基準にして、強制動員か否かを論じることは大きな問題がある。

(6)被動員者の自発性喚起の重要性

ただし、ここで、女子挺身隊となった女性たちには、国家が重要な仕事であるといっている軍需工場等に出動し作業を行うことについての、自発性（あるいは何らかの内的動機）はまったくなかったのか、ということも考えて置くべきであろう。朴裕河はこの点について敏感に意識していると思われる。朴は「当時における挺身隊とは<国家のために>『挺身』するものであって、…構造的には強制でも、あたかも自発的であるかのような形をとっていた」「当時の『挺身隊』とは文字通り、身を国家に『挺』するべく集められたのであって、内心どうだったかは別として女子勤労挺身隊令が布かれる前から『増産一路にもえる半島の処女たちはみんな生産戦に出ることを決心し、次から次へと志願する』（『毎日新報』1944 年 6 月 26 日付。『女性動員』248 頁より再引用）ような状況が作られていた」¹⁸と記している。しかし、朴はこの自発性についてさらに文献資料や証言から深く考察する作業は行っていない。朴の著書『帝国の慰安婦』で、上記の部分に続くのは、当時における自発性（朴

¹⁸ 朴裕河『帝国の慰安婦』朝日新聞出版、2014 年、56 頁。

も言っているようにそれが内心どのようなものであったかという問題があるにせよ、自発性が強調され宣伝される状況があったこと、ということであろう) について記憶が封印された解放後の韓国の状況についての批判的考察の提示である。

これに対して鄭栄桓は、被動員者の自発性を論じることにおそらく重要性を感じていないようである。鄭自身が被動員者に自発性があったと見ているのかどうかは不明だが、自発性を論じる朴裕河に対する批判は厳しい。すなわち、朴は女子挺身隊となった朝鮮人女性たちが「志願」したと見るがそれは、異なるのであり、「志願」は内実をとまなわないものである、との見解を示している。女子挺身隊員として動員された被害者の証言に依拠して、鄭は「女性たちにとっては『学校に行ける』という勧誘が募集に応じる決定打になったことがわかる。なかには朴良徳のように『国に協力しよう』と思ったという動機も語られてはいるが、第一の動機が学校に行くことであったことは変わらない」と記している¹⁹。

一方、金富子は、鄭と同様に女子挺身隊員として動員された被害者の証言に依拠しつつも、異なる解釈を示している。「女子勤勞挺身隊に『志願』した朝鮮人少女の動機は、実利的理由、脅迫や強制などであったが、日本（天皇）崇拝や『愛国心』が強く働いた少女たちが確実に存在した」と述べているのである²⁰。ただし、金が強調したいのは、おそらくそうした自発性の存在というよりも、「帝国の教化」の限界である。金は前述の部分に続けて、動員先での差別や虐待、戦後補償からの排除等によって、結局のところ「日本人」に同一化しようとする心情は裏切られたことを指摘する。そして「皇民化政策は『日本人』からの排除に帰結した」「朝鮮人もまた『日本人』という意識をほとんどもたなかった」という結論を記している²¹。

なお、上記の点を金が報告したシンポジウムの質疑応答では、金が用いている元女子挺身隊員の証言が裁判資料であり、それをどのように考えるかという議論がなされていた。近年、日本における朝鮮近代史研究をリードしている趙景達は、「相当の史料批判が必要で…訴訟で勝訴するためには、自らが『日本人であった』という論理が必要であり、これも一つの記憶の改竄であると指摘した」のである²²。趙は女子挺身隊とされた朝鮮人女性のう

¹⁹ 鄭栄桓前掲書、56頁。

²⁰ 金富子前掲「植民地期末期＝戦時体制期朝鮮における『帝国の教化』の包摂と排除」。

²¹ 金富子前掲「植民地期末期＝戦時体制期朝鮮における『帝国の教化』の包摂と排除」。なお、この部分に続けて金は「皇民化教育を受けた一部の青年や子供、あるいは『親日派』と言われる人を除けば朝鮮人で自分が日本人であるという意識を持っている人はいなかった」という樋口雄一の言葉を引用したうえで、その指摘が「とりわけ朝鮮人女性の場合に当てはまる」と述べている。樋口の文章はややわかりにくい「皇民化教育を受けた」「子供」や「一部の青年」、つまりは女子挺身隊として動員された朝鮮人の場合、当時において「自分が日本人であるという意識を持って」いた可能性がある、という認識を示したものであろう。とすれば、女性に対する「帝国の教化」がそれほど実効性を持たなかったとする金富子の見解と矛盾していないか、疑問である。

²² 「2015年度大会シンポジウム『帝国日本と植民地の人びと 戦争・教化と自己認識』討論要旨『民衆史研究』第91号、2016年7月号。だが、この趙の見解自体が成り立つかどうか疑問である。当時、朝鮮人が大日本帝国の臣民であるとされていたこと、そうであるがゆえに日本帝国の動員政策の対象となったということ、法的に否定する日本の裁判官はいないはずであり、あえて、自らが日本人であると思っていたことを法廷で述べる必要はないのではないだろうか。むしろ、韓国人が自己の民族性を喪失していたことを告白す

ち、「日本人であった」と証言している者も、実際には当時、そのような意識はなかったとの見解に立っているようである。

以上のように、動員政策における被動員者の自発性をめぐっては、この問題に関心を持つ論者においても重要視されていないか、あるいは十分に議論が掘り下げられていない。自発性に関係する問題を扱っている論者も、最終的に教化が成功したか否か＝日本人としての意識をもったか否かという、単純な議論に陥っているように思われる。

だが、労務動員政策において、被動員者の自発性の喚起は重要な意味を持っている。しかも、女子挺身隊については、とりわけそれは重要になっていたと見なければならぬ（そして、自発性の喚起に関わる被動員者の内面の動きはおそらくもう少し複雑であり、その複雑さは法令や制度、その運用との関係の中で生み出されていた。この点は次項で述べる）。

日本帝国の労務動員政策は（ほかの国家の労務動員政策と同様であろうが）、様々な法令や行政当局・その外郭団体の指導・勸奨をもとに、ある個人を戦争遂行のため必要な生産現場等に強制的に配置することを可能としていた。これは戦時下に労働力不足に悩まされていた軍需工場や炭鉱等の企業が望んでいた施策であることは間違いないが、単純に、労働力が足りれば、それで問題解決、ということにはならない。仕事の意義を自覚せず、勤労意欲を持たない労働者が配置された場合、むしろその職場にマイナスの影響を与えることもある。真面目に仕事もせず、生産に寄与しない者を抱え込むだけでなく、そうした者を指導教育する必要にも迫られるし、場合によってはほかの労働者にも影響を及ぼして職場の秩序を混乱させる可能性すらあるためである。労働者の頭数だけ揃えればよいのではないのである。

ただし、それは職種によっても事情は異なる。炭鉱や鉱山などの労働現場では、勤労意欲を持っているか否か、帝国臣民として国策協力の意義を十分自覚しているかどうかよりも、おそらくはどれだけ頑強な肉体を持ち、どこまで過酷な筋肉労働に耐えられるかが重要となる。これらの労働現場では、暴力を用いて有無を言わずに働かせることで、より多くの石炭・鉱物資源を採掘させていたからである。しかも勤労意欲の有無と生産物の品質の良し悪しもそう大きな相関関係はない。

これに対して、女子挺身隊が配置された事業所では事情が異なる。女子挺身隊が出動したのは、主に飛行機の部品等の生産を担う軍需工場等であった。できるだけ多くの製品をしかも完成品に不具合が生じないように細心の注意を払って作業を行うことがそこでは求められている。そこでの生産活動の担い手として望ましいのは、その仕事の重要性を自覚した、意欲を有する者である。言われていやいややらされる仕事は、ミスも多くなり、能率もあがらないのである。

したがって、動員する側の日本帝国の支配者（軍や官僚）、受入れの事業主などにとっては、内的動機に基づいて動員に応じ、仕事の使命を自覚させ、意欲をもって働かせることは、軍需工場等では極めて重要なことであった。そして、そうした状態を実現するために、どのような方策がとられたかを解明することは、動員された者の被害について考えるうえ

ることで受けるかもしれないデメリットにもかかわらず、当時自分が日本人であると考えていたことを証言したのは、率直に当時の意識についての自己の記憶に基づく表明であると筆者は考える。

でも必要な作業であろう。

(7)法制度とその運用の自発性への影響

では、女子挺身隊としての動員された朝鮮人女性たちは、どのように自発性を喚起させられようとしていたのでしょうか。そこでは、性差や民族による序列を意識させることが重要であったと筆者は考える。性差と民族差別への着目は、金富子も行っているが（そもそもこの問題についての研究に精力的に取り組んできたのは彼女である）、女子挺身隊の動員については、動員された女性たちが日本人であるとの教化を受け入れたか、否かという点の説明にとどまっている。

ここで注意すべきは、動員政策と民族意識との関係の複雑さである。単純に、朝鮮人意識があれば動員に非協力的になる、というわけではないのである。朝鮮人であることを自覚していた者においても、動員に自発的に応じることはありうる。ある状況においては、朝鮮人であることを意識するがゆえに、自分たち同胞の名誉や地位向上を目指して、日本帝国の中で進んである種の役割を果たそうとする者も皆無ではないだろう。また、自らを日本人であると考えていた朝鮮人が、周囲の日本人（大和民族）から排除されて自らが朝鮮人であることを意識し、だがそれゆえに、より日本人らしくあろうとする＝朝鮮人性を否定しようとする、という状況に陥ってしまうことも考えられないわけではない。

そして、朝鮮における女子挺身隊としての動員では、そうした、朝鮮人女性も日本人として恥ずかしくない存在になろうとか、より完全な帝国臣民たろうとする意識を刺激することが行われた。しかもその刺激は、女子挺身隊の法令や制度、その運用の巧妙さによって、より強められていたと筆者は考える。

まず、そもそも、ほとんど徴用と同様の法的強制力を持つにもかかわらず、女子挺身勤労令という別な法令が出されていること自体が、日本帝国における成年男子と女性との序列を前提としており、かつ序列を可視化させている。国民徴用令等に基づく徴用は、厚生大臣（朝鮮では朝鮮総督）が決定し、本人に直接、徴用令書が手渡される。これに対して、女子挺身隊は、市町村長や団体の長、学校長がまず対象者となる女性を選抜し、そこから地方長官が女子挺身隊員たるべき者を決定し、挺身勤労令書を交付することになっている。前者は徴用、後者は協力であって、差がある。また、徴用の対象者の場合、独立した人格を持ち、帝国臣民として国策に尽くす自覚を持っていることを前提としているのに対して、女子挺身隊員は学校長らが介在して、隊員となるべき者を決定している。女性は独立した人格を持つとはみなされず、学校長の指導のもとに総動員業務の補助的な役割を果たす存在として位置づけられていると言えよう。

しかし、女子挺身隊としての動員は、法的強制力を背景としていることや長期間（概ね1年）、常時要員として総動員業務に就くとされているのであり、徴用に近似したものである。つまり、女子挺身隊員となることは、女性が、成年男子に近づくことを意味している。

また、女子挺身隊員となる女性たちは、選抜された者であり、いわば特別な存在であった。女子挺身隊員は、市町村長や学校長が候補を選抜してそこから地方長官が決定することになっていたのである。したがって当時の日本帝国の公的な価値観に則して言えば、女子挺身隊員となることは荣誉であり、地位上昇であった。そのことを意識させることによって、被動員者をして、自分たちが与えられた任務の重要性和選抜されたことへの誇りを

自覚させ、より意欲を高めて総動員業務にあたらせる、というのが、総動員を遂行しようとする者の狙いであったと推測される。

そして、ここで、日本内地と朝鮮との女子挺身隊の法制度の運用に違いがあったことについても注意を向ける必要がある。日本内地では、12歳以上40歳未満の独身女性は国民登録を行っており、その国民登録を行っている女性のうち、農業要員として指定された者等を除く全員が女子挺身勤労令の適用対象者となった。そして、1945年8月の戦争終結時点では、女子挺身隊員として動員されていた者は47万2573人を数えた²³。これに対して、朝鮮ではそもそも、法令が施行されたにもかかわらず、発動されなかった。これは、ある年齢階層を対象とする女性の国民登録を行っておらず、国民登録対象者から市町村や学校長が女子挺身隊員たるべき者を選抜する、という法に記された手続きをとることができなかったためであると考えられる²⁴。しかし、女子挺身勤労令の施行以前もその後も朝鮮では女子挺身隊を編成し、主に日本内地の工場に出動させている。これは、前述のように「官の指導幹旋」によって行われたものである。その規模は、おそらく数千人のレベルにとどまっている。そして、日本では学校単位やもともと務めていた職場単位で女子挺身隊が結成されたのに対して、朝鮮では、道単位で100人程度からなる隊を編成していたようである。つまりは、ほとんど誰でも女子挺身隊員となった日本内地と異なり、朝鮮での女子挺身隊員は、同世代の未婚女性のなかでもごく一部であった。

このことは、日本帝国の一員であることを内面化しているかあるいは内面化しつつある朝鮮人女性に日本内地の女性との序列を意識させる。つまり、そのような人びとは、ある年齢層のほとんどの未婚女性が、当然のこととして、何らかの国策上重要な任務に就いている日本内地の女性⇨日本人女性たちは、日本帝国臣民として優れた存在であり、それを実現していない朝鮮人女性は、劣位にあると考えることになる。そして、女子挺身隊に、特別に選ばれた少数の朝鮮人女性は、優れた存在である日本人女性に近い者、そこに近づくことができる者であるということになる。そのことは、女子挺身隊となった朝鮮人をして、誇りや責任感を刺激し、総動員業務の挺身勤労を遂行する上での意欲を高める可能性を持つ。

実際、次に示す、日本内地に派遣された朝鮮人の女子挺身隊員の手紙には、そうした、日本人女性の優越性を認め、そこに近づくべく、選ばれた朝鮮人女性としての使命を果たしていこうという意識が記されている。

鉱工局長様

²³ 外務省『終戦史録』新聞月鑑社、1952年。

²⁴ ただし、女子挺身勤労令第3条2では、国民登録者ではない女性でも志願した場合は女子挺身隊員となることとしている。この条項を用いて朝鮮での女子挺身隊の編成が行われなかった理由を明確に記した史料は見当たらないが、朝鮮においては国民徴用令に基づく徴用に伴う援護等がほとんど実施できなかったような状況にあったのであり（これについては拙著『朝鮮人強制連行』岩波新書、2012年、を参照されたい）、おそらく法に基づいて女子挺身隊を編成することに付随する様々な事務手続き等の遂行も無理であった。女子挺身勤労令が発動されなかった理由はそうした行政機構の事務遂行能力の制約にあったという推測が可能である。

私達はここへ来ましてからは僅か半年の間に僅かながらも内地の風習を覚え仕事も身につきました、そして今迄の半島婦人の不労を深く恥じ入りました、道行く人もお話しするその言葉も何かと気忙しさうに立働くその姿もすべてのものが京城ののんびりとした時と違ひ、市内には米英撃ちてしまんの氣風が澎り、老若皆生産戦列に加はって、一機一艦をもよけいに送ろうといふので実に人間業ではできぬ仕事ぶりを見せてをります。

その中にまじって働く私達がなんでおつとしてみられませう。局長様からうかがひました朝鮮の欠点、内地の美德は前からはっきり判つてをりましたが、お話によってなほ一層胸に沁み入りました、その悪い点を私達の働きによってすっかり晴らしてしまはねばなりません、ですから私達になはされた責任はいよいよ重大でおそろかには出来ないものだと思います、それですから局長様のいはれた半島の不労といふ疑念を晴らしなさいとおつしやつた御期待にそむかず粉骨砕身ある丈の力、ある限の魂を全仕事にぶちこんでそして血叫びされる前線の勇士に応へ空に散華された八紘隊に顔向けが出来る様に頑張ります²⁵。

もちろん、上記の手紙は、日本帝国臣民たる朝鮮の少女としての模範とするべき文章として書かれ紹介されたものであり、執筆者自身の実際の思いとはかけ離れた内容であったかこと可能性もある。そもそも自由に思いを表す文章を書きうる環境自体があったかどうか疑わしい。そして、被動員者の自発性を喚起させようという、日本帝国や受入れ工場主の思惑通りに事が進んだかどうかといえそうではないだろう。望んでいたような環境ではないことへの失望、あるいは民族差別の現実を前に、日本帝国の国策遂行への意欲を失ってただ日々の苦役を我慢しながら続けることになった者がいたことは十分推測可能である。元女子挺身隊の被害女性の証言からもそれは読み取ることができる。

だが、たとえ一人でも、自分たちは日本人女性を見習い、帝国臣民として尽くすべきであるといった気持ちをもった朝鮮人女性がいたとすれば、大きな問題である。また、たとえ本心からではなくても、前述のような文章を発表した（あるいはせざるを得ない状況に追い込まれていた）女性のその後の人生を考えると、それが大きな精神的な傷となっていた可能性が大きいのではないだろうか。被動員者の自発性をめぐる問題、それを強いた構造は、日本帝国の植民地支配・動員政策がもたらした罪を考える上で、極めて重要であり、今後も研究を深めていく必要があるだろう。

(8)慰安婦をめぐる記憶との関係

これまで述べてきたような女子挺身隊の動員のあり方、そこにおける日本内地と朝鮮との違いは、慰安婦をめぐる記憶にも影響している。慰安婦と女子挺身隊とを結びつけた説明は、主に韓国においてなされている。解放後初期の新聞記事等での記載のほか、1960年代にも新聞記事、研究書でもそうした記述が散見される²⁶。これに対して、日本では、慰安

²⁵ 『京城日報』1944年12月29日付「敵撃滅の日まで働きます 女子挺身隊から塩田局長に烈々の手紙」に紹介されている、京畿道から富山県の某工場に送り出された女子挺身隊から朝鮮総督府塩田鉦工局長への手紙。

²⁶ 前掲吉方べき「韓国における過去の「慰安婦」言説を探る」を参照されたい。

婦と挺身隊を混同した説明がなされたり、あるいは挺身隊募集に応じたら慰安婦にされたといった話が紹介されたりといったことはない²⁷。

このことの理由は、挺身隊を募集しているといって女性をだまして連れていき、慰安婦としたケースが日本内地ではなかったが、朝鮮では実際にしばしばあったことが影響していると考えられる。同時に、日本内地では、戦時下において女子挺身隊が何であるかを誰もが知っていたのに対して、朝鮮ではそうではなかったということにもよっていると思われる。

前述のように日本内地では、戦争終結当時、女子挺身隊員は47万2573人を数えていた。女子挺身隊として動員されうる対象となった者がどれくらいであるかは不明であるが²⁸、多くの人びとにとって女子挺身隊はそれほど遠い存在ではなかったはずである。自分が女子挺身隊員とならなかったとしても、自分の家族や、近所で顔見知りの女性たちのうちから女子挺身隊員として出動した者は少なくないはずである。また、日本内地では女性も含めて識字率は高く、新聞やラジオも普及していた。そこではしばしば、軍需工場で飛行機生産などに従事する女子挺身隊員の姿が宣伝されていた。

これに対して、朝鮮人の女子挺身隊員は全体で数千人であると見られる。一つの道では数百人程度、道の中心的な都市から数十人、そうではない面や邑では女子挺身隊員となった者がいたとしてもせいぜい数人程度であろう。しかし、女子挺身隊員の募集は、学校や邑、面の職員を通じて、行われていた。その際、一人、二人に声をかけてすぐに女子挺身隊を希望する女性が見つかるはずはなく、一定年齢層の女性たちに広く呼びかけがなされたと見るべきであろう。

そのうえで、朝鮮における女子挺身隊は、少数で選ばれた存在で、模範とすべき人びととして、大々的に宣伝された。日本内地の工場に送り出される際には壮行会が開かれたし、配置された軍需工場等での様子も報道された。そこでは労務管理の行き届いた環境の中で日本人の同僚から親切にしてもらっているといったことと同時に（もちろん、それは親たちを安心させ、後続の女子挺身隊員を生み出すための虚偽で、実情とはかけ離れていたと思われる）、日本帝国のため、日本軍兵士のために、勤労挺身を続けていることが伝えられた。

では、そのことについて、同時代の朝鮮民衆はどのように受けとめたであろうか。朝鮮では、新聞もラジオに接することも少ない生活を送っていた者が大半であった。しかし、大々的な宣伝によって、挺身隊という言葉は記憶した民衆はいたであろう。もちろん、その単語を覚えた者であっても、当時の朝鮮では識字率が低く、近代的な教育を受ける機会を得ることがむしろ少ないような状況であることを考えれば、女子挺身隊が何であるか、説明を受けたとしても、軍需工場での労働であるとの理解できたかは不明である。むしろ、な

²⁷ ただし、挺身隊という語は用いていないが類似の事例として「愛国朝鮮人の娘たちの多くが“女子愛国奉仕隊員”として狩りだされ、気がついたときには慰安婦にされていた」との噂を聞いたといった元兵士の証言が紹介されることはあった（「処女の慰安婦もいた前進基地ラバウル」『アサヒ芸能』1971年6月3日号）。

²⁸ 国勢調査から考えると、1944年頃の12～39歳の日本内地居住女性で未婚者はおそらく700～800万人程度と推計される。このうち、農業要員やすでに軍属となっていたる者や、軍需工場で働いている女性は対象とならないがその数は不明である。

にか日本人たちが国のためだと称して、朝鮮人女性たちをどこかに連れて行って使役されているのみ理解した者もいたであろう。そして、同じ時期には、慰安婦とすべき女性たちを集める誘引人が朝鮮の各地で活動していた。しかも一部の誘引人は、女子挺身隊員の募集だといって女性を騙していたと推測される。

そのような状況の中で、女子挺身隊の募集は実は慰安婦を集めているのだといった噂が広がることは大いに考えられる。同時に、その話が解放後も伝えられ、語り継がれて記憶として定着していったこともまったく不思議ではない。

戦時下の朝鮮には、日本内地のように政府の施策が十分に宣伝され、浸透する社会状況はなく、また日本内地のように女子挺身隊員となることがありふれたことではなかった。にもかかわらず、そしてそうであるがゆえに朝鮮人女子挺身隊は大きく宣伝された。しかも、同じ時期に朝鮮では国家のため日本軍兵士に性的奉仕をさせることを強いるため、女性たちを集める行為がひそかに行われていた。そのことが、女子挺身隊と慰安婦とを関連付けた記憶を生み出し、それが朝鮮民衆・解放後の韓国の人びとの間で定着していったのである。